

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
609	平成23年 1月20日 東京地裁 平22 (レ)1691号	保証債務請求控訴事件	◆訴外Aの被控訴人に対する貸金債務につき連帯して保証していた控訴人が、被控訴人との間で当該債務の残金を分割して支払う旨の和解契約(21.9%の割合による遅延損害金)を締結したところ、控訴人が同和解契約に基づく支払債務の期限の利益を喪失したとして、被控訴人が控訴人に対し、残金全額の支払を求めた事案	◆本件和解契約は公序良俗に違反するものではないし、消費者契約法10条に違反するものではないとしたものの、本件和解契約は、貸金契約及び保証契約とは個別に創設的に締結された和解契約であり、それ自体として「金銭を目的とする消費貸借契約」(利息制限法1条)に該当しないから、消費者契約法11条2項の適用はなく、同法9条2号の適用は排除されず、本件和解契約に定める遅延損害金の上限は、期限の利益喪失時より利率は年14.6%であるとして計算して、被控訴人の請求を一部認めた事例	9条2号:肯 10条:否 11条2項:否	貸金業者との任意の合意によって過払金の減免を行うことが、直ちに利息制限法の趣旨に反するということができないから、本件確認条項が既に生じていた貸金業者に対する過払金元金及びその利息の返還請求権を債権者において放棄する内容のものであったとしても、そのことが直ちに本件確認条項の無効を招来するものではないとした。 利益喪失特約を適用することが信義則に違反するということではできないとした。 消費者契約法11条2項の適用はなく、同法9条2号の適用は排除されないとした。
610	平成16年 7月30日 大阪高裁 平15 (ネ)3519号	不当利得返還等本訴請求、受講料等反訴請求控訴事件	◆被控訴人(一審本訴請求原告)が、控訴人(一審本訴請求被告)Y1との間で締結した本件易学受講契約等の無効を主張して、控訴人Y1及び同Y2に対し、不当利得返還請求権に基づき既払金の返還等を求めたのに対して、反訴として、控訴人Y1が、被控訴人に対し、本件易学受講契約に基づく受講料等の支払を求めたところ、原審は、本訴請求を認容し、反訴請求は一部認容としたことから、これを不服とした控訴人らが、各控訴した事案	◆本件における事実関係の下では、本件易学受講契約については消費者契約法4条3項2号による取消し、本件付随契約については同法4条1項2号による取消しはできないが、上記各契約は、著しく不公正な勧誘行為によって、不当に暴利を得る目的をもって行われたものというべきであって、暴利行為として公序良俗に反し無効であるなどとして、各控訴を棄却した事例	4条1項2号:否 4条3項2号:否 11条:肯	易学受講契約の無効を主張して、受講料等の不当利得返還請求がなされた事案において、「ちょっと待ちなさい。貴女は、勉強に来たんでしょ。」などの発言を繰り返した事例について消費者契約法4条3項2号違反は認められたものの、授業料を支払い易学の受講もしていたため、取消権は追認により消滅したとし、付随した印鑑等の売買契約については、「あなたもお金が必要でしょう。」といった言辭はなされたが、財産上の利得に関する事項について断定的な判断を提供したと認めることは困難であるとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
611	平成21年10月23日 大阪高裁 平21 (ネ)1437号	契約条項使用差止等請求控訴事件	◆消費者契約法所定の適格消費者団体である一審原告が、貸金業者である一審被告の金銭消費貸借契約について、借主が返済期限到来前に貸付金を全額返済する場合に利息及び遅延損害金以外の金員を貸主に交付する旨規定した早期完済違約金条項は、消費者契約法10条により無効であるとして、同法12条3項に基づく本件条項を含む契約締結の差止め及び同各条項を含む借用証書の用紙の廃棄を求めたところ、原審で請求を一部認容とされたため、当事者双方が敗訴部分につき控訴した事案	◆本件条項の一部は、貸付けの内容によっては消費者の義務を加重する場合があります、その場合は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるなどとして、原判決を相当として控訴を棄却した事例	3条：援用 10条：肯 12条3項：肯	借主が期限内に貸付金の全額を返済する場合には、借主が利息及び遅延損害金以外の金員を貸主に交付する旨を定める早期完済違約金条項につき、消費者契約法10条により無効とし、同法12条3項により契約締結の差止を認めた。
612	平成21年 9月30日 京都地裁 平20 (ワ)871号	定額補修分担保金条項使用差止請求事件	◆消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、不動産賃貸業及び不動産管理業を目的とする事業者である被告に対し、定額補修分担保金条項が同法10条に反して無効であるとして、同法12条3項に基づき、定額補修分担保金条項を含む意思表示をすることの差止め及び同条項を含む契約書用紙の破棄等を求めた事案	◆定額補修分担保金条項は、消費者契約法10条に反して無効であるとした上で、上記条項を含む意思表示をすることの差止めを認め、本件訴えのうち、被告が、その従業員らに対し、被告が消費者との間で建物賃貸借契約を締結し、又は合意更新するに際し、上記条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行うための事務を行わないことを指示することを求める部分を却下し、その余の請求を棄却した事例	10条：肯 12条3項：一部肯	定額補修分担保金条項においては、賃借人が賃貸借契約締結時に、賃貸借開始時の新装状態への回復費用の一部負担金として、一定の金銭(定額補修分担保金)を支払うこととされており、ほかに通常損耗の原状回復費用が定額補修分担保金に含まれないとの条項もないから、定額補修分担保金条項は、通常損耗分の原状回復費用も含んでいるものと解される。そして、故意又は重過失による賃借物件の損耗・改造費用については、別途賃借人に請求できることが定められていること、いったん支払った定額補修分担保金の返還を請求できないとされていることからすると、結局、賃借人の軽過失による損耗の原状回復費用が、支払った定額補修分担保金の額に満たない場合には、賃借人は本来負担しなくてもよい通常損耗の原状回復費用を負担させられることになる。この点において、定額補修分担保金条項は、民法の規定の適用による場合に比して、賃借人の義務を加重する条項であるとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
613	平成21年4月23日 京都地裁 平20 (ワ)1079号	契約条項使用差止等請求事件	◆消費者契約法所定の適格消費者団体である原告が、貸金業者である被告の金銭消費貸借契約において、借主が返済期限到来前に貸付金を全額返済する場合に利息及び遅延損害金以外の金員を貸主に交付する旨規定した早期完済違約金条項は、消費者契約法10条により無効であるとして、同法12条3項に基づく本件条項を含む契約締結の差止め及び同各条項を含む借用証書の用紙の廃棄を求めた事案	◆本件差止請求に係る訴えは消費者契約法41条1項の要件を満たした適法な訴えであるとした上で、本件条項の一部は、貸付けの内容によっては消費者の義務を加重する場合があり、その場合は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるなどとして、請求を一部認容した事例	10条：肯 41条1項：肯	本件差止請求に係る訴えは消費者契約法41条1項の要件を満たし適法であるとした。また、金銭消費貸借契約における借主が貸付金の返済期限が到来する前に、貸付金を全額を返済する場合に（期限の利益を喪失したことによる返済を除く）、返済時までの期間に応じた利息以外に返済する残元金に対し割合的に算出される金員を貸主に対し交付する旨を定める契約条項は、同法10条に違反する場合があるとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
614	平成23年2月16日 東京地裁 平22(行ウ)450号	通信事業者登録取消義務付け請求事件	◆原告が、本件電気通信事業者による苦情等の処理状況や電気通信役務の提供状況は違法で公益を阻害している等として、本件事業者の事業の登録を取り消すように義務付けを求めた事案	◆原告は、携帯電話機の故障について適切、迅速に対応しなかった本件事業者の登録が取り消されなければ、携帯電話機を使用できずに自殺衝動が生じ、生命や身体に危険が生じると主張するが、電気通信役務の提供を適切に行わないことで人の生命や身体に直接的に危険を生じさせることは想定し難く、原告が他の電気通信事業者と契約を結んだりすること等も可能であり、したがって、損害の重大性の要件を満たしていないとして、訴えを却下とした事例	不当条項規制：外	S社b店の店員は、原告から本件携帯電話機の故障に関して問い合わせを受けた際に、原告が交付を受けていた説明書には本件携帯電話機が通常の製品よりも水に弱いという取扱上の注意事項に記載されていないにもかかわらず、説明書に記載してあるとの不適切な説明を行い、本件携帯電話機が故障した場合の修理対応についても、有償修理の要件となる水漏れや全損の判定はS社で行うなどと、消費者が損傷の程度や原因について主張する権利を完全に制限するような消費者契約法上無効な条項を、さも当然であるかのように説明するなど、不適切な対応を行った。
615	平成22年12月27日 東京地裁 平21(ワ)38851号	解約損害金請求事件	◆原告が、被告との加盟店契約に基づき、被告の顧客が被告から購入する商品の代金を当該顧客に代わって立替払いしたところ、当該顧客が被告の商品の販売方法に問題があったなどとして、原告に支払を停止したため、加盟店契約に規定された解約損害金が発生したと主張して、立替金の支払を求めた事案	◆本件顧客は被告の販売方法が消費者契約法に違反していると主張しているものの、そのことだけでは契約における損害金支払事由には該当しないが、契約には顧客が被告に対する事由を理由に原告に対して抗弁事由を主張した場合、損害金支払事由になる旨の規定もあり、その事由には該当するなどとして、原告の請求を認容した事例	具体的な条項なし：外	消費者契約法違反の有無にかかわらず、顧客が抗弁事由を主張したことを理由に解約損害金請求権を認めためたため、消費者契約法について判断しなかった。
616	平成22年4月28日 東京地裁 平19(行ウ)626号	法人税更正処分取消等請求事件	◆有料老人ホームを運営する原告が、3か年度分の法人税についてした確定申告において、入居者から入居又は契約の更新に際して受領する金員の税務処理に誤りがあり、所得金額が過少に又は欠損金額が過大に申告されているとして、処分行政庁から更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分がされたが、原告の税務処理に誤りはなく、更正処分等の理由付記に不備の違法があるとして、上記各処分の取消しを求めた事案	◆原告の益金となるべき金員の範囲や入居一時金の収益の帰属すべき事業年度についての処分庁の判断に違法はなく、また、更正理由の付記として欠けることはないとして、請求をいずれも棄却した事例	具体的な条項なし：外	老人ホームの終身入居契約について、役務の提供期間よりも短い返済保証期間を定める条項について、終身前受金が役務の単純な対価であるとするれば消費者契約法に反するとして、同法の具体的な適用関係は示さずに終身前受金の法的性質を判示した。
617	平成22年3月11日 東京地裁 平21(ワ)31113号	請負代金請求事件	◆被告から建物のリフォーム工事の注文を受けた原告が、被告に対し、残報酬の請求をした事案	◆約款に規定されている年14.6パーセントの割合による遅延損害金の約定につき適用がないとの被告の主張を排斥し、原告の請求を認容した事例	趣旨：外	遅延損害金の約定に係る規定について広く採用された約款であること、賠償額の予定には合理性があること等から消費者契約法の趣旨に係る規定は具体的に判断しなかった。
618	平成22年2月26日 東京地裁 平20(ワ)30974号	損害賠償等請求本訴事件、不当利得返還等請求反訴事件	◆原告と被告との間で、原告を貸主、被告を借主とする中途解約が認められない賃貸借契約が成立したのに、被告が同契約を解約したために、原告が、被告に対し、損害賠償を求め、仮に同契約が成立していないとしても、契約締結準備段階に入っていた原告と被告との間で、被告が正当な理由なく同契約の締結を拒絶したとして、損害賠償を求めた事案(本訴請求) ◆原告と被告との間に賃貸借契約が成立していないことが明らかであり、被告が原告に対し送金した申込証拠金の返還を拒んだだけでなく、原告が損害賠償を求め本訴を提起したのはきわめて悪質であるとして、被告が、原告に対し、不当利得の返還及び不法行為に基づく損害賠償を求めた事案(反訴請求)	◆(本訴)原告と被告との間に賃貸借契約が成立したとは認められないとし、原告と被告との間に信頼関係が築かれ、契約締結交渉の成熟度が高くなっており、信義則上の注意義務が発生したと認めるまでには至っていなかったというべきとして本訴請求を棄却した事例 ◆(反訴)賃貸借契約が成立しない場合でも、原告が被告に対して本保証金を返還せずに保持していることがきわめて不当で公序良俗に反するとは認められず、原告の利得が法律上の原因がないと評価することはできないなどとして、不当利得の成立を否定し、本訴提起は違法ではなく不法行為が成立するともいえないとして反訴請求を棄却した事例	具体的な条項なし：外	消費者契約法が適用される当事者でないため、判断しなかった。
619	平成22年2月16日 東京高裁 平21(ホ)2586号	各管理費、各債務不存在確認反訴、各環境整備費等、各債務不存在確認請求控訴、附帯控訴事件	◆準委任契約である分譲地管理契約について契約の解除の可否等が争われた事案	◆準委任契約である分譲地管理契約が受任者の利益のための契約とはいえないとされた事例 ◆分譲地管理契約について委任者の死亡を終了原因と認めた事例	具体的な条項なし：外	当該契約について民法の規定による任意解除を認め、消費者契約法に基づく取消については判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
620	平成22年1月22日 東京地裁 平20(ワ)27034号	立替金請求事件	◆信販会社である原告が、原告の加盟店である訴外S社と売買契約を締結するに当たり、原告と立替金契約を締結した被告に対し、上記立替金委託契約に基づき、残代金及び期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで約定遅延損害金の支払を求めた事案	◆信販会社が加盟店に対して一般的に加盟店管理義務を負担するとする具体的な法律上の根拠は認められないなどとして、被告の抗弁を認めず、請求を全部認容した事例	具体的な条項なし：外	契約中の加盟店管理義務に関して争点となったが、消費者契約法は当該契約中の管理義務に関する文言に使用されているのみであった。
621	平成21年5月14日 東京地裁 平20(ワ)30537号	預貯金払戻請求事件	◆被相続人の共同相続人の一人である原告が、被相続人の被告に対する預金や投資信託受益権の換価代金を法定相続分に応じて取得したとして、被告に対し、預金等の支払を求めた事案	◆同投資信託受益権に係る投資信託契約が口数単位で契約されていること等に照らせば、同投資信託受益権上の給付を目的とする解約実行請求権及び換価代金に相当する解約金支払請求権は、いずれも可分債権であると解すべきであって、原告は、法定相続分に応じてこれらを承継したとして、原告の請求を一部認容した事例	言及無し	参照条文としてあげられているのみで、判決文中に「消費者」についての言及はされなかった。
622	平成21年2月5日 東京地裁 平20(ワ)4429号	損害賠償請求事件	◆金融取引業者である被告に証拠金を預託して、オンラインシステムで外国為替証拠金取引(FX取引)を行っていた原告が、同システム障害につき被告による顧客保護の適切な措置がなされなかったために預託していた証拠金が減らされ損害を被ったとして、債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案	◆本件FX取引契約にはシステムの誤作動による損害について被告が全損害を賠償する旨の定めはなく、むしろ免責の規定があること、原告もシステムの誤作動によるリスクを一定程度負担していると考えられること、本件システムの誤作動に対する措置として、顧客に対して一定の配慮がなされた措置を被告が講じたことは一定の合理性があると認められることなどからすると、本件誤作動に関する被告の対応について本件契約に違反する事情は窺えないとして、請求を棄却した事例	具体的な条項なし：外	消費者契約法の適用についての主張がなされなかった。
623	平成20年12月15日 東京地裁 平19(ワ)14062号	不当利得返還請求事件(本訴)、違約金請求事件(反訴)	◆原告が、ディーラーである被告との間における自動車売買契約の不成立を主張して、不当利得返還請求権に基づき、振込金の返還を求めたのに対し、被告が、同契約の成立を前提に、本件契約の解約は原告の責めに帰すべき事由に基づくものであるとして、違約金の支払を求めた事案	◆本件で、被告の従業員は本件売買契約書の作成等を行っていないこと、本件自動車関係書類について原告は一切署名捺印等しなかったこと、原告は別会社で自動車を購入していること、被告の従業員の複数回の要請により原告が被告に対し振込送金し、翌日その返還を申し入れていることなどの各事実からすると、本件自動車の売買契約が成立したとは認められないとしたものの、被告が悪意の受益者であったとまではいえないとして、原告の本訴請求を一部認容し、被告の反訴請求を棄却した事例	具体的な条項なし：外	売買契約の成否が争われた事案において、原告が売買契約の成立が認められた場合の消費者契約法違反を主張したところ、そもそも売買契約の成立が認められなかったために、消費者契約法に関する判断がなされなかった。
624	平成20年11月25日 大津地裁 平18(ワ)832号	不当利得返還等請求事件	◆原告が、貸金業者である被告との継続的な取引につき、過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び弁護士費用の支払を求めるとともに、被告の架空請求類似の請求、取引履歴の開示拒否及び不当な訴訟追行が不法行為に当たるとして、損害賠償を請求した事案	◆原告主張の取引経過は認定できないとして、原告の過払金請求を棄却する一方、取引履歴については、これが廃棄されたことの立証がない以上、なお電磁記録にて保存されていると推認され、かつ、その開示要求が濫用にわたると認められる特段の事情があるとはいえないとして、被告に取引履歴の開示を命じ、取引履歴不開示は継続的不法行為であるとして、提訴時までの慰謝料を6万円、提訴時から開示までの慰謝料を毎月1万円と認定した事例	具体的な条項なし：外	過払い金返還請求の事案において、過払い利息分の引きなおし計算について消費者契約法の条文が引かれているが、そもそも引き直し対象の過払い分はないとして、消費者契約法に関する判断はなされなかった。
625	平成20年9月16日 東京地裁 平19(ワ)18867号	立替金返還等請求事件	◆被告が顧客に対し被告の商品等を提供し、原告が被告に対し顧客が被告に支払うべき売買代金を立て替える加盟店契約を、被告との間で締結した原告が、被告に対し、本件加盟店契約に基づき、立替金返還金等の支払を求めたのに対し、被告が、保証金返還請求権ないし原告に対する損害賠償請求権との相殺を主張して争った事案	◆被告の保証金返還請求権の弁済期は到来していないこと、原告が被告との本件加盟店契約を終了させたことは信義則に反するとはいえず、被告が原告に対し損害賠償請求権を有しているとはいえないことから、被告の相殺の主張を排斥し、原告の請求を認容した事例	具体的な条項なし：外	加盟店契約に基づく立て替え金請求に関連し、原告側が、当該加盟店契約を主張した理由として顧客から被告の販売方法について消費者契約法違反等を理由とした支払い停止の抗弁が出されたことを挙げたが、当該消費者契約法に関連する事項は事案の争点とはならず、裁判所も特に扱わなかった。
626	平成20年8月26日 東京地裁 平19(ワ)24174号	損害賠償請求事件	◆募集型企画旅行契約に基づき海外旅行中、予約したホテルに宿泊できず損害を受けたとする原告が、旅行業法施行要領及び標準旅行業約款が旅行業者の債務を手配債務及び旅程管理債務のみと定め、国土交通大臣が旅行業者に仕入取引等に関する契約内容の不開示を認める運用を行っているのは違法であるとして、慰謝料の請求をした事案	◆前記要領及び約款は、旅行者に対する一定の保護を図る規定を定めているから、旅行業者の債務を前記のもののみと定めていることが消費者基本法や消費者契約法の趣旨に反するとはいえないし、仕入取引の条件の不開示が旅行者の権利を制限するともいえないとして、請求を棄却した事例	具体的な条項なし：否	原告は、国に対し、旅行業法施行要領及び標準旅行業約款の内容が消費者契約法の趣旨に反して違法である等として損害請求を行ったが、当該約款等は旅行者の一定の保護を図っているため、同法の趣旨に反するものではないとした。
627	平成20年3月10日 東京地裁 平17(ワ)22396号	敷金返還等請求事件(本訴事件)、反訴請求事件(反訴事件)	◆本訴被告から建物を賃借しこれをN大使館に転貸していた本訴原告が、賃貸借の終了に伴い敷金の返還を求めるとともに、原状回復工事の実施に関し本来本訴被告が負担すべき自然消耗によるものが含まれていたとして請求した(本訴)のに対し、本訴被告が、上記工事期間中の賃料相当損害金による相殺を主張し、相殺後の差額を反訴で請求した事案	◆実施された個別の工事内容やこれによって享受する賃貸人の利益等を検討し、いずれの当事者が負担すべきものであったかを判断し、また、明渡しの時期に関しては民法248条の趣旨を類推して賃料相当の損害を分担させた事例	具体的な条項なし：外	賃借人の賃貸人に対する賃料減額請求に関連して原状回復工事の実施の際の費用負担に関する賃借人に不利な特約に関し、消費者契約法の趣旨に反するため無効との主張がなされた事案において、当該主張には特に言及することなく、原告の請求しうる額を判断した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の旨否	参考事情
628	平成20年1月30日 神戸地裁姫路支部 平18(ワ)214号	不当利得返還請求事件	◆原告が、貸金業者である被告に対し、過払金等の支払を求めた事案	◆本件においては、原告が行った平成12年2月16日以降の各支払についてはみなし弁済の要件を満たさないと過払金の発生は認められたが、支払の任意性を前提として貸金業法の規制等に関する法律43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認められるとして、被告の悪意の受益者該当性を否定し、また、特約に基づいて期限の利益喪失ないし遅延損害金の発生を被告が主張することは、信義則違反や権利の濫用であると評価できないとするなどとして、原告の請求を一部認容とした事案	具体的な条項なし：外	過払金返還請求の事案において、原告が契約中の利益の喪失特約について消費者契約法違反により無効等の主張を行っているが、裁判所は判断を行わなかった。
629	平成19年4月10日 大阪高裁 平19 (ホ)389号	売買代金等請求本訴事件、原状回復請求反訴事件	◆業者による太陽光発電システム等の設置を行う工事契約は、不実告知などにより契約したものであるから、消費者契約法等に抵触し、取り消されるべきであると主張する本件システム等の買主が、業者に対し、原状回復などを求めた事案の控訴審	◆本件契約の無効確認、業者による本件システム等の設備を撤去及びオール電化高熱機器の所有権放棄を内容とする裁判上の和解が成立した事案		和解が成立した。
630	平成19年3月28日 東京地裁 平18 (レ)497号	債務不存在確認等請求控訴事件	◆クレジット会社が行う立替払債権の発生原因が小売商人がした商品の売買や飲食店の飲食料にある場合に、立替金支払請求権が短期消滅時効の対象となるかが争われた事案 ◆取引履歴の開示請求から約1年7か月の間、取引履歴の開示が行われず、かえって虚偽の事実を述べられたとして損害賠償請求がされた事案	◆民法173条、174条の短期消滅時効期間は、同条に定められた債権が、取引社会の実情において比較的短期間のうちに請求又は弁済がされ、処理されていることにかんがみて定められたものであって、立替金支払請求権に対する適用はないと判断された事案 ◆取引履歴の開示不開示や虚偽の事実の告知は不法行為に当たるとして、慰謝料及び弁護士費用の請求が認容された事案	約定遅延損害金が消費者契約法で認められた範囲内であるという箇所では引用されているのみで、争点にはなっていない	約定遅延損害金の請求が正当である根拠として、消費者契約法で認められた範囲内であることが主張された。
631	平成19年3月26日 東京地裁 平18 (ワ)14105号	違約金等請求事件	◆原告が、被告との企画旅行契約に基づき海外旅行を行ったところ、高潮による海面水位の上昇により当初予約したホテルに宿泊できなくなったことから、宿泊等のサービスを受けられなくなったことにより払い戻されるべき代金等の支払を求めた事案	◆被告の定めた標準旅行約款に照らすと、宿泊サービスにおいても、天変地変、宿泊機関等のサービスの提供の中止といった事由で旅行内容の変更が生じたときには、その範囲内において被告は旅行者に対しサービスを受けられなかった部分にかかる金額を払い戻すべきことになるとして、避難ホテル・代替ホテルに変更されたことによるサービスの減額分の支払を命じた事案	具体的な条項の指摘はなし おそらく10条：否	本件契約上、変更されたサービスの減額分の払戻が可能であるため、被告が本件ホテル(当初予定されていたホテル)の宿泊サービスを行う義務を原告に対して負担しないことが直ちに消費者契約法に反するとはいえないとされた。
632	平成19年3月19日 東京地裁 平18 (レ)177号	貸金等請求控訴事件	◆被控訴人が、控訴人が、被控訴人発行のクレジットカードを利用した商品代金の立替払金及び借入金の残額の弁済を怠ったとして、控訴人に対し、カード利用及び借入金の残額等の支払を求めたところ、原判決が被控訴人の請求を全部認容したため、控訴人が、利用した覚えのない部分のカード使用を認めた原判決は事実誤認であるとして控訴した事案	◆控訴人が否認するカード利用に関する売上伝票にある被告人氏名の記載は、控訴人が利用を認めている売上伝票の記載と筆跡が酷似したものであること等から、控訴人が利用を否認しているカード利用及び借入については、いずれも控訴人が利用したものと認めることができるとして、控訴を棄却した事案	約定遅延損害金を消費者契約法で認められた範囲内とするという箇所では引用されているのみで、争点にはなっていない	契約上は、遅延損害金を年15%と定めていたが、本件での請求は、消費者契約法で認められた範囲内である年14.6%とされた。
633	平成19年1月24日 東京地裁 平17 (ワ)19482号	損害賠償請求事件	◆外国為替証拠金取引の取扱いを業とする訴外会社との間で外国為替証拠金取引を行っていた原告が、訴外会社の取引が違法であるとして、訴外会社の従業員、代表取締役、取締役及び監査役に対し損害賠償の支払を求めた事案	◆本件取引は預託した証拠金の二〇倍以上の取引を行うことができ、その変動を確実に予測することが困難な為替レートの変動に基づいて差金決済を行うもので、それ自体経済的合理性がなく、公序良俗に反する違法な取引であるとして、被告らの責任を認めた事案	不明	原告は、外国為替証拠金取引業者に対する訴訟において、消費者契約法違反を主張していたが、同手続が中断したため、消費者契約法の適用について判断しなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
634	平成18年11月27日 最高裁第二小法廷 平16(受)2117号	学納金返還請求事件	◆原告が、被告大学への入学を辞退して被告大学との間の在学契約を解除したなどとして、被告大学に対し、不当利得返還請求権又は準委任契約の終了に基づく受取物引渡請求権に基づき、本件学生納付金相当額から返還済みの本件委託徴収金相当額を控除した残額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆私立医科大学の平成一三年度の入学試験の合格者が、同大学に授業料等を含む所定の納付金を納付して、同大学との間で、平成一三年三月二一日正午よりも後に入学辞退を申し出た場合には授業料等を返還しない旨の特約の付された在学契約を締結した後、同月二七日ごろ同契約を解除した場合において、医科大学においては入学辞退によって欠員が生ずる可能性が潜在的に高く、欠員が生じた場合に生ずる損失が多額になることは否定し難いこと、上記特約が当時の私立大学の医学関係の学部におけるそれとの比較において格別合格者に不利益な内容のものであることがうかがわれなしたことなど判示の事情の下では、上記授業料等の金額が六一四万円であり、このうち教育充実費については六年間に納付することとされている合計額九五〇万円のうち五〇〇万円を在学契約締結時に納付すべきものとされていることや、同大学に定員割れが生じていないことなどを考慮しても、上記特約は公序良俗に反するものではなく、同大学が上記授業料等の返還を拒むことが信義に反するともいえず、上記合格者から同大学に対する上記授業料等の返還請求は認められないとした事例	消費者契約法施行前の事案	授業料不返還特約の有効性が争われたものの、消費者契約法施行前の事案であり、消費者契約消費者契約法の具体的な条項の適用の有無が争われた事案ではない。なお、同特約は公序良俗に反しないとした。
635	平成17年 2月18日 東京地裁 平14(ワ)27921号	損害賠償請求事件	◆美容院等を経営する原告が商品先物取引等を業とする被告との間で行った外国為替証拠金取引及び商品先物取引に関し、被告担当者に適合性原則違反、断定的判断の提供等の違法があるとして、被告らに損害賠償の支払を求めた事案	◆被告担当者が外国為替証拠金取引については、断定的判断の提供、不実告知、不利益事実の不告知等の説明義務違反、他人名義の勧誘等の違法行為、商品先物取引については、断定的判断の提供及び不実告知の説明義務違反、転がし・無意味な反復売買、事実上の一任売買等の違法行為をそれぞれ行い、これらに加えて両取引において、不当な無敷き・薄敷きを行ったとして、これら取引開始段階から終了段階までの行為が一体として不法行為を構成するとした事例(原告の過失相殺六割)	趣旨類推:外	商品先物取引に関して負担を蒙った原告が取引業者を被告として説明義務違反等を主張する際に、事業者間の取引であるが消費者契約法の趣旨が類推されるとの主張を行った事案において、先方の行為に関する不法行為を認定し、特段消費者契約法違反の判断は行わなかった。
636	平成17年 2月17日 津地裁 平14(ワ)141号	損害賠償請求事件〔ヤマギンズム生活実地調査機関損害賠償〕	◆無所有共用一体社会の実現を活動の目的としている被告団体に加入するに当たり、原告参画者らが全財産を出し切って一切返還を求めない旨の誓約書を差し入れて参画したところ、原告らが被告らに対して参画者が団体を脱退したことによる不当利得返還請求等をした事案	◆不当利得返還請求権を制限する約定は被告団体からの脱退の自由を著しく制約するもので、公序良俗に反し無効として不当利得返還請求を一部認容した事例	具体的な条項なし:外	Y会に対して全財産を寄附し、脱退の際に財産の返還を求めた原告が財産の利得返還を制限する誓約書の条項の無効を主張したところ、当該請求が一部認められたが、消費者契約法については特に判断がなされなかった。
637	平成17年 2月14日 東京簡裁 平16(ハ)15108号	貸金請求事件	◆貸金業者である原告が、被告Y1及びその連帯保証人である被告Y2に対し、貸金業法43条1項の適用があるとして貸金返還請求をした事案	◆本件の期限の利益喪失条項は、実際の効力以上の無効な内容が表記された不正確、不明瞭な内容であり、債務者の誤解を招き、債務者にとって不利益な条項と認められるから、信義則による契約条項明確化の原則の趣旨に反し、本則規定たる利息制限法の立法趣旨を考慮すれば、その適用に当たっては債権者(作成者)に不利に働き、貸金業法17条の要件を充たさず、したがって、本件については同法43条1項の適用はないなどとして、原告の請求を棄却した事例	具体的な条項なし:外	貸金業者からの貸金返還請求の事案において裁判所が判断の中の約款解釈の局面の中で、消費者契約法に係る国民生活審議会の報告書に触れているが、事案の判断には消費者契約法は全く用いられなかった。
638	平成16年 9月10日 大阪高裁 平16(ホ)21号	学納金返還請求控訴事件	◆大学入学を辞退した者が大学に対し納入した入学金及び学納金の返還を求めた事案	◆大学側は、入学金の返還を要しないが、学納金を返還すべきであるとされた事例	具体的な条項なし:外	いわゆる学納金返還訴訟において、入学金及び学納金の不返還が公序良俗に反するかどうかの判断に際しては消費者契約法の制定過程及び趣旨を参酌する必要があるとしたが、施行前の事案でもあり、具体的な判断には用いられなかった。
639	平成16年 9月10日 大阪高裁 平15(ホ)3707号	学納金返還請求控訴事件	◆大学入学を辞退した者が大学に対し納入した入学金及び学納金の返還を求めた事案	◆大学側は、入学金の返還を要しないが、学納金を返還すべきであるとされた事例	具体的な条項なし:外	いわゆる学納金返還訴訟において、入学金及び学納金の不返還が公序良俗に反するかどうかの判断に際しては消費者契約法の制定過程及び趣旨を参酌する必要があるとしたが、施行前の事案でもあり、具体的な判断には用いられなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
640	平成16年5月20日 東京地裁 平14 (ワ)23529号	損害賠償等 請求事件	◆原告が、被告との間で商品先物取引をした際、その従業員らの説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者に対する保護義務違反等の行為により損害を被ったとして、その使用者である被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆商品取引員は、商品先物取引について十分な知識や経験を持たない顧客に対しては、安易に取引に関与させて予想に反した大きな損害が発生しないように努めるべき注意義務があるところ、本件取引に関する被告の外務員らの一連の行為は、全体として同注意義務を欠き、不法行為に当たるとする一方、原告には先物取引を含む証券取引の経験があることなどから、原告にも4割の過失を認め、請求の一部を認容した事例	具体的な条項なし：外	先物取引を行い損失を受けた者が業者にに対し、消費者契約法違反の契約であるとして取消を主張したが、選択的に請求された不法行為に基づく損害賠償請求が認められたことから判断されなかった。
641	平成16年4月15日 東京地裁 平15 (シ)474号	損害賠償請求 控訴事件	◆インターネットを利用したオークション取引で中古自動車を購入した買主が、売主に対し、民法五七〇条所定の「隠れた瑕疵」があったとして損害賠償を求めた事案	◆買主から売主に対する損害賠償請求が認められた事例	具体的な条項なし：外	オークションで落札された自動車について事前情報よりも広範囲に損傷等があった事案において、買主が、当該損傷について買主が責任を負うことは消費者契約法の精神に反する等と主張したが、その点については判断がなされず瑕疵担保責任による一部認容がなされた。
642	平成16年3月25日 山口簡裁 平15 (ハ)406号	貸金等請求 事件、不当 利得返還請求 事件	◆貸金業者である原告が、原告と訴外Aとの間の金銭消費貸借契約の連帯保証人である被告に対し、貸金残金等の支払を求めた(甲事件)のに対し、被告が、過払金が生じているとして、原告に対し、不当利得返還請求権に基づき過払金等の支払を求めた(乙事件)事案	◆本件貸付契約説明書には、約定利息の支払を遅滞することにより、当然に期限の利益を失う旨が記載されているから、債務者は約定利息の支払を怠ると、期限の利益を喪失すると誤解して、強い心理的な強制を受けて約定利息を支払うことになり、債務者の支払の任意性は失われるから、貸金業法43条所定のみなし弁済は本件に適用されないとして、原告の請求を棄却し、被告の請求の一部を認容した事例	消費者契約法の消費者保護の精神を援用	消費者契約法の消費者保護の精神を総合的に考慮すれば、契約証書等の内容については、債務者に弁済を強要することになるようなあいまいな表現を避けて、明確な記述をし、債務者に不利益を与えないようにすべきであるとされた。
643	平成16年2月4日 東京地裁 平14 (ワ)17613号	債務不存在 確認請求、 損害賠償等 請求反訴、 リース料等 請求事件	◆原告らは、訴外会社の販売にかかるコンピューター機器類を被告からリースしたところ、リース物件の引渡しがなく、あるいは正常に作動しなかったため、信義則(民法1条2項)の適用あるいは割賦販売法30条の4の類推適用によりリース料の支払を拒むことができるなどと主張して、別紙取引経過一覧記載の未払リース料及び規定損害金債務の不存在の確認を求める訴え(1事件及び2事件)を提起したところ、これに対して、被告は、本件リース契約を解除し、本件リース契約及び連帯保証契約に基づいて、上記未払リース料、規定損害金の各支払及びリース物件の返還を求める反訴(3事件及び5事件)及び別訴(4事件)を提起した事案	◆コンピューター本体ないしソフトウェアのリース契約について、「消費者リース」ないし「提携リース」ではなく、ファイナンスリースであるとされた事例	消費者契約法の趣旨を援用	原告は、本件リース契約が「消費者リース」に当たると主張したが、原告は、「消費者」には当たらないとされた。
644	平成16年1月14日 東京地裁 平14 (ワ)20127号	債務不存在 確認請求、 損害賠償等 請求反訴事 件	◆原告らは、訴外会社の販売にかかるコンピューター機器類を被告からリースしたところ、リース物件の引渡しがなく、あるいは正常に作動しなかったため、信義則(民法1条2項)の適用あるいは割賦販売法30条の4の類推適用によりリース料の支払を拒むことができるなどと主張して、別紙取引経過一覧記載の未払リース料及び規定損害金債務の不存在の確認を求める訴え(1事件及び2事件)を提起したところ、これに対して、被告は、本件リース契約を解除し、本件リース契約及び連帯保証契約に基づいて、上記未払リース料、規定損害金の各支払及びリース物件の返還を求める反訴(3事件及び5事件)及び別訴(4事件)を提起した事案	◆コンピューターソフトウェアのリース契約について、「消費者リース」ないし「提携リース」ではなく、ファイナンスリースであるとされた事例	消費者契約法の趣旨を援用	原告は、本件リース契約が「消費者リース」に当たると主張したが、原告は、「消費者」には当たらないとされた。
645	平成15年11月14日 東京地裁 平14 (ワ)1260号	損害賠償請求 事件	◆商品取引所法に基づく商品取引所の商品市場における上場商品及び上場商品指数の取引の受託業務等を業とする被告と商品先物取引を委託していた原告が、被告に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求権、不法行為による損害賠償請求権(使用者責任)に基づいて、原告が商品先物取引によって被った損害及び本件訴訟進行に要した弁護士費用相当額の賠償及びこれらに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆商品先物取引受託業者が行った勧誘行為について、商品先物取引に適合しない顧客に対してなされたもので違法であるとされ、顧客にも損失の危険性を予想することが可能であったと認められるものの、これを過大に評価することは相当でないとして、顧客が取引によって被った損害の五割の損害賠償請求が認められた事例	消費者契約法の趣旨を援用	消費者契約法には過失相殺の規定がなく、金融商品取引法においても損害の推定規定が定められており、安易に過失相殺することは許されない旨の主張がなされたが、過失は5割と認定された。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
646	平成15年11月11日 大阪地裁 平14 (ワ)9606号	学納金返還 等請求事件	◆平成13年度の被告大学の入学試験に合格した原告が、被告大学との間に在学契約を締結して入学金及び授業料等の金員(以下、これらの入学手続時に被告に支払を要する費用を総称して「学納金」という。)を納付したものの、その後、学年が開始する前に入学を辞退して在学契約を解除したと主張し、被告に対し、学納金の返還及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたのに対し、被告は学納金の授受により原告が被告大学への入学資格を取得しているうえ、不返還の特約があるから返還義務はないなどと主張して争った事案	◆不返還特約の有効性について、暴行行為には該当せず、また消費者公序に反するとも言えないとして、その他の原告の主張もすべて排斥し、請求を全部棄却した事例	消費者契約 法施行前の 事案 消費者公序	原告は、本件在学契約締結当時、すでに消費者契約における公序良俗が形成され、本件不返還特約はこの公序良俗に反していた旨を主張したが、消費者契約法を遡及的に適用することは法的安定性を害す等を理由として、当該主張を排斥した。
647	平成15年11月7日 大阪地裁 平14 (ワ)9608号	学納金返還 請求事件	◆大学を設置運営する被告との間で在学契約を締結し、学納金(入学金、前期授業料及び前期施設費)を納入した原告が、後に当該大学への入学を取りやめ、在学契約を解除したとして、不当利得による利得金返還請求権に基づき、被告に対して、入学金等の返還を求めたのに対し、被告は不返還特約を根拠に支払を拒絶した事案	◆被告は入学金については、原告に反対給付としての入学しうる地位を付与しているから、そもそも返還義務を負うことはないのに対し、入学金以外の学納金については、原告が次年度に入る前に在学契約を解除し、被告から教育役務等の提供を受ける機会を得ることなく在学契約が終了している以上、本来的には返還されるべき性質のものであるが、本件不返還特約は公序良俗に反するものでなく、その有効性が認められるから、被告は本件不返還特約に基づき、入学金以外の学納金の返還を拒絶することができるとして、請求を棄却した事例	消費者契約 法施行前の 事案	消費者契約法施行前の事案につき、本件不返還特約が公序良俗に反するとはいえないとされた。
648	平成15年10月28日 大阪地裁 平14 (ワ)9603号	学納金返還 請求事件	◆被告の設置に係る大学の平成7年度入学試験に合格して被告へ入学金等87万0500円を納付した原告が、同大学への入学を辞退し、在学契約が終了したとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、学納金に相当する額の金員及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成14年10月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆不返還特約は有効であるとして、その返還請求が認められなかった事例	消費者契約 法施行前の 事案	消費者契約法施行前の事案につき、本件不返還特約が公序良俗及び信義則に反するとはいえないとされた。
649	平成15年10月3日 大津地裁 平14 (ワ)540号	損害賠償請 求事件	◆被告のパソコン講座の予約制を申し込み、同講座を受講した原告が、厚生労働省の教育訓練給付制度を利用して受講することを希望していたが、被告の説明不足のために、同制度を利用することができなかったとして、被告に対し、損害賠償を請求した事案	◆原告は、本件給付制度を利用することを前提として本件講座を受講したことが認められ、予約制に本件給付制度が適用されないことを予め知っていたならば、予約制を利用しなかったものと判断するのが相当であり、被告の従業員であるCは講座の内容だけでなく、予約制では本件給付制度を利用することができない旨の正確な説明をすべき義務があり、この点の説明を怠ったCの行為には過失があると、原告が給付制度を利用して受講することを申し出ていない点を考慮して2割の過失相殺をするなどして請求を一部認容した事例	消費者契約 法施行前の 事案 1条3条4条 の趣旨を援 用	消費者契約法1条、3条、4条の趣旨を援用し、事業者が、一般消費者と契約を締結する際には、契約交渉段階において、相手方が意思決定をするにつき重要な意義をもつ事実について、事業者として取引上の信義則により適切な告知・説明義務を負い、故意又は過失により、これに反するような不適切な告知・説明を行い、相手方を契約関係に入らしめ、その結果、相手方に損害を被らせた場合には、その損害を賠償すべき義務があると判断した。
650	平成14年12月12日 広島高裁 平14 (ホ)232号	貸金等請求 控訴事件	◆被控訴人が、控訴人に対し、分割弁済の期限の利益を喪失したとして貸金等の支払を求めたところ、控訴人が約款は無効であるとして争った事案	◆消費者契約法は、同法施行前の契約には適用されないことが明らかであり、のみならず、当事者において期限の利益喪失に係る合意をすることは原則として有効であって、本件約款は、控訴人らに不当な不利益を強いるものではなく、また法律関係を不当に混乱させるものでもないから有効であると、控訴人らが被控訴人に対し、貸付債務の弁済を今後一切しないとの意思を表明し、期限までに引き続き控訴人の返済口座から返済金を引き落とす事を承諾する旨の連絡をしなかったのだから、本件約款の「債権保全を必要とする相当な事由が生じたとき」に該当するとして、請求を全部認容した原判決を相当として、控訴を棄却した事例	消費者契約 法施行前の 事案	「債権保全を必要とする相当な事由が生じたとき」に期限の利益を喪失する旨を規定した約款について、消費者契約法10条の直接適用又は類推適用により無効であるとの主張がなされたが、消費者契約法施行前の事案であり、同法は適用されないとされた。また、信義則違反、権利濫用に関する主張も排斥された。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の旨	参考事情
651	平成14年 7月26日 東京地裁 平12(ワ)11810号	損害賠償請求事件	◆信託銀行である被告から、不動産共有持分の購入資金を借り入れ、不動産会社を代理した被告から、共有持分化された事業用建物の持分権を購入し、それについて、被告と信託契約を結んだ原告らが、被告に対し、説明義務違反による債務不履行若しくは不法行為又は信託契約違反による債務不履行若しくは不法行為に基づき、さらに、原告乙川二郎については、買取約定についての債務不履行に基づき、不動産共有持分権の購入価格と信託契約終了時の売却価格の差額等を損害賠償として請求した事案	◆金融機関から資金を借入れ不動産小口化商品である一口一億円の共有持分権を購入した顧客から、売主を代理した金融機関に対して損害賠償を請求したところ、金融機関の担当者が「相統発生時に売主が購入価格(一億円)で買い取る制度がある」旨の説明をしたのは正しい説明ではなかったとして、説明義務違反に基づく損害賠償請求が認められた事例 ◆不動産小口化商品である事業用建物の共有持分権を購入し、金融機関と信託契約を締結した顧客(委託者兼受益者)が、共有持分権の中途売却を求めたのに対し、金融機関が委託者兼受益者を平等に取り扱う義務に違反したとして、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事例	消費者契約法施行前の事案	不動産小口化商品の販売につき、信託銀行である被告に説明義務があったことの根拠として、消費者契約法1条及び4条の趣旨が援用されている。結論としては、説明義務違反が認められた。
652	平成14年 5月27日 東京地裁 平11(ワ)22700号	損害賠償請求事件	◆後に破産の宣告を受けるに至った山一証券株式会社の従業員互助会から資金の融資を受けて山一証券の株式を購入した元従業員の原告が、当該融資・購入の当時、既に、山一証券は多額の簿外債務を抱えて倒産必至の状態にあり、その株式は実質的に無価値なものであったから、当該購入代金相当額等の損害を受けたとした上、その損害は、山一証券及びその従業員兼当該従業員互助会の役員であった被告Bが、当該簿外債務を開示すべき義務に違反し、また、当該融資を控えるべき義務に違反したことなどにより生じたものであるとして、被告Bに対し不法行為(民法709条)に基づく損害賠償を求めるとともに、原告が破産者山一証券に対し不法行為(民法715条又は民法709条)又は債務不履行に基づく損害賠償請求権(破産債権)を有することの確定を求めた事案	◆山一証券従業員互助会から資金の融資を受けて山一証券の株式を購入した元従業員が、株式購入時には、山一証券は多額の簿外債務を抱えて倒産必至の状態にあり、実質的に無価値であったとして、当時の従業員互助会役員に対し、簿外債務開示義務違反、融資を控えるべき義務違反等による不法行為責任があると主張した損害賠償請求が認められなかった事例	消費者契約法施行前の事案	山一証券が、簿外債務の存在、内容を開示すべき義務を負っていたことの根拠の一つとして、消費者契約法に現れた一般法理を援用した。
653	平成14年 3月26日 神戸地裁 平9(ワ)10号	火災保険金等請求事件	◆兵庫県南部地震が発生した平成7年1月17日に、所有ないし占有する神戸市に存在した建物ないしその中の家財が火災によって焼失したと主張する火災保険契約者や火災共済契約者ないしその相続人である原告らが、保険者ないし共済者或いはその承継人である被告らに対し、1次的に、火災保険金ないし火災共済金等の支払を求め、2次的に地震免責条項、地震保険等に関する情報提供をしなかったとして、旧募取法16条1項、11条1項違反、不法行為、債務不履行又は契約締結上の過失に基づき火災保険金相当額の損害賠償金等の支払、3次的に被告会社らに対し、3次請求のうち主位的に地震保険金等、2次請求のうち予備的に地震保険金相当額の損害賠償金等の支払を求めた事案	◆火元は地震によって生じたものとはいえないなどとして、原告1名の火災共済契約に基づく請求についてのみ認めた事例	消費者契約法施行前の事案	地震免責条項が公序良俗に反し無効である旨の主張の根拠として、消費者契約法の立法の動きがあること、消費者契約法では不当条項が無効とされること等が主張された。結論としては、公序良俗に反するものではなく、有効であるとされた。
654	平成12年 3月30日 函館地裁 平6(ワ)248号	各保険金請求事件〔奥尻保険金請求訴訟判決〕	◆被告ら保険会社各社との間で火災保険契約を締結していた原告ら、又は、契約締結者の相続人である原告らが、平成五年七月二日に発生した北海道南西沖地震の当日又はその翌日に、保険の目的である各建物を火災で焼失したために、被告ら保険会社各社に対し、以下の請求(主位的請求の趣旨につき、総額二億一〇四八万五〇〇〇円、予備的請求の趣旨につき、総額九〇四三万〇一四〇円)をした事案	◆火災保険契約における約款の拘束力及び地震免責条項の有効性に関する事例 ◆地震免責条項が定める免責事由についての解釈に関する事例 ◆地震免責条項及び地震保険の公知性の有無に関する事例 ◆前記情報について、保険会社の一般的な情報開示説明義務の存否及び情報に関し、個別の具体的な火災保険契約の締結状況において信義則違反(個別的な情報開示説明義務の違反)が認められる場合の判断に関する事例 ◆火災保険契約を締結する際に、これに付帯する地震保険に加入しない意思表示が有効にされない場合の地震保険契約の成否を判示した事例	消費者契約法施行前の事案	地震免責条項に関する説明義務違反の主張の根拠として、消費者契約法の立法の動きがあること、消費者契約法では不当条項が無効とされること等が主張された。結論としては、地震免責条項及び地震保険の情報について、一般的な法的な義務として情報開示説明義務を認めることはできないとされた。